

# 輸入統計品目表改正

平成21年5月財務省告示第155号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
22.07	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。) 及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)			22.07	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。) 及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)		
2207.10	一エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。) 一一アルコール分が90%以上のもの <u>一一一工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの</u> <u>一一一一工業用アルコールの製造の用に供するもの</u> <u>一一一一酢酸エチルの製造の用に供するもの</u> <u>一一一一エチルアミンの製造の用に供するもの</u> (省略)			2207.10	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。) 及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。) 一エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。) 一一アルコール分が90%以上のもの <u>一一一工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの</u> (同左)		
121							
122							
123							